

荒川区バリアフリー
交通安全特定事業計画
熊野前駅周辺地区

平成27年3月
東京都公安委員会

**荒川区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「熊野前駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条(基本方針)及び第36条(交通安全特定事業の実施)に基づき、荒川区バリアフリー基本構想に即して、重点整備地区「熊野前駅周辺地区」における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
①	主要地方道 王子千住南砂町線 (第306号)、 特別区道荒112号線	都電通り	③特別区道第539号線、④特別区 道荒15号線～⑩特別区道荒284 号線	日暮里・舎人ラ イナー 熊野前駅 都電荒川線 宮ノ前駅 熊野前駅 東尾久三丁 目駅	オリンピック熊野前店
②	主要地方道 台東川口線 (第58号)	尾久橋通り	私道～⑦特別区道荒111号線		
③	特別区道第539号線		①都電通り～尾久八幡公園		尾久区民事務所、尾 久区民事務所ひろば 館、尾久八幡公園
④	特別区道荒15号線		①都電通り～東京女子医科大学東 医療センター		東京女子医科大学東 医療センター
⑤	特別区道荒16号線、 第530号線		①都電通り～⑥特別区道荒17号 線		宮の前ひろば館
⑥	特別区道荒17号線		①都電通り～区域境		荒川年金事務所、ア クト21
⑦	特別区道荒111号線		②尾久橋通り～原公園		熊野前公園、首都大 学東京、尾久の原公 園、ライフ東尾久店、 原公園
⑧	特別区道荒478号線		①都電通り～⑦特別区道荒111号 線		尾久小公園
⑨	特別区道荒26号線		①都電通り～東尾久ひろば館		東尾久三丁目ひろば 館、東尾久ひろば館
⑩	特別区道荒284号線		①都電通り～⑦特別区道荒111号 線		

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No.	路線	事業内容	実施予定期間
①	主要地方道王子千住南砂町線 (第306号)、特別区道荒112号線	信号機の改良(音響機能の整備等)	平成27～32年度
⑦	特別区道荒111号線	信号機の改良(音響機能の整備等)、横断歩道の整備	同上
⑩	特別区道荒284号線	横断歩道の整備	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の超高輝度化による視認性向上 必要に応じて実施(道路標識の高輝度化は既に実施済) (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施(道路標示の高輝度化は既に実施済) (3) エスコートゾーンの整備(注1) 必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車車両の指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車等の指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動の実施	平成27～32年度 (継続的に実施)

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

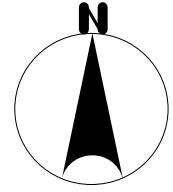
信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

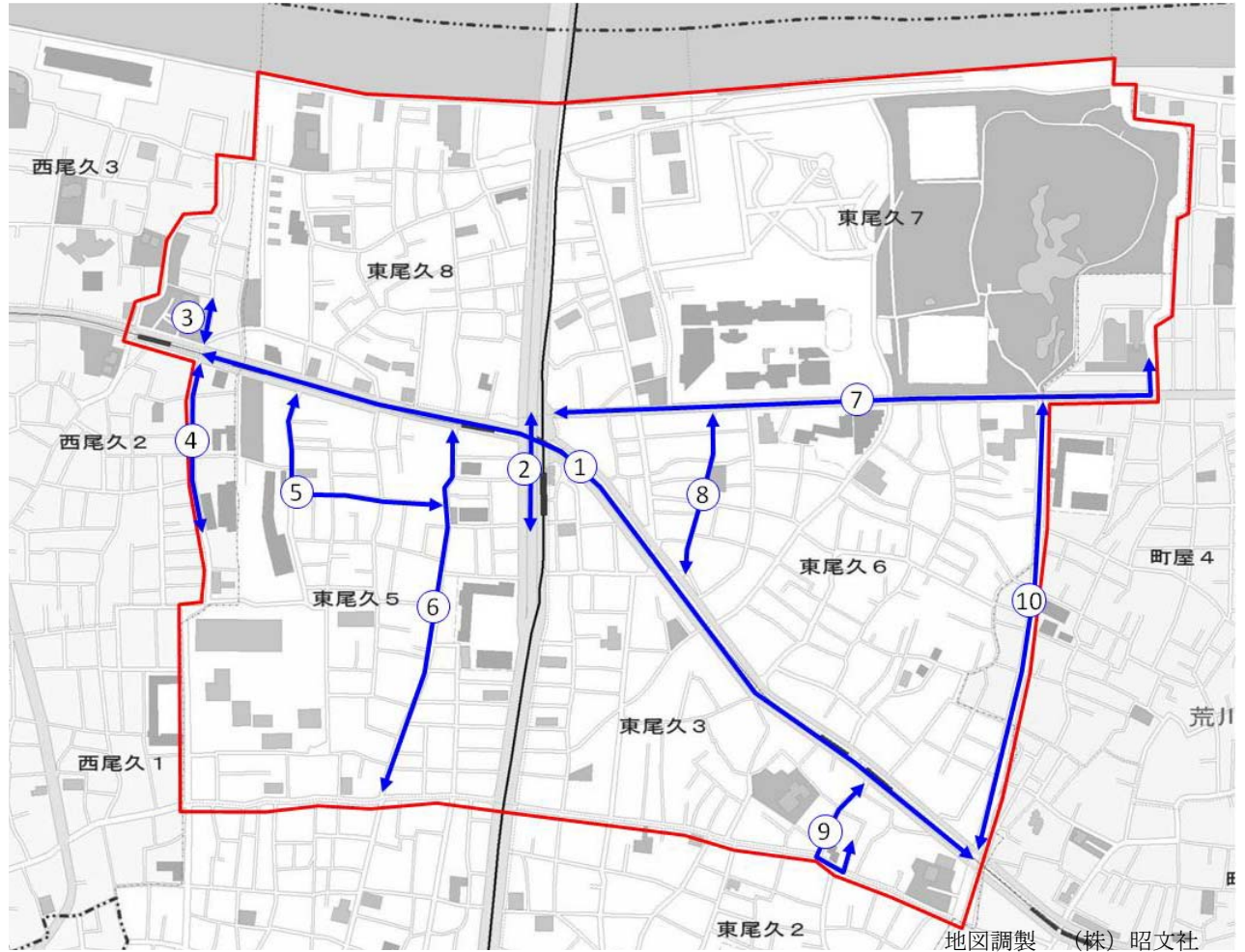
(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車車両の指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



区市町村名	荒川区
重点整備地区名	熊野前駅周辺地区



<凡例>

- : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間 (生活関連経路)